

社労士オフィス.KAN



TEL072-395-1291

連絡先： 社労士オフィス.KAN
 社会保険労務士 武用 貫次
 〒573-0013
 大阪府枚方市星丘 1-26-14
 電話：072-395-1291 FAX：072-395-1291
 e-mail：kanroumu3.1cocoa@ares.eonet.ne.jp

パート社員の社会保険(健康保険・厚生年金)加入が時代の流れ

2020年5月29日に可決・成立した「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案」により、パートやアルバイトでも要件を満たす場合、幅広く社会保険の被保険者となります。

パートの社会保険(健康保険・厚生年金保険)の加入条件

要件には「企業規模に係る要件」と「労働者に係る要件」の2種類があります。まずは「企業規模要件」について確認しましょう。

下記の規模で<5つの条件>を満たした場合社会保険加入させることが義務付けられます。

- ◆2016年10月～
従業員500人超規模
- ◆2022年10月～

従業員100人超規模

- ◆2024年10月～
従業員50人超規模

<5つの条件>

1. 週の所定労働時間が20時間以上であること
2. 賃金月額が月8.8万円以上(年約106万円以上)であること
3. 1年以上の使用されることが見込まれること
4. 従業員501名以上(厚生年金の被保険者数)の勤務先で働いていること
5. 学生でないこと(※夜間や定時制など、学生でも加入できる場合もある)

※今までは勤務時間及び日数が、正社員の3/4以上が加入義務であったが、流れが変わってきています。

上記のようにパート社員に適用範囲を拡大する流れとなっています。

また、現在でも**任意特定適用事業所**を申し出れば、人数が少ない会社でもパート社員

を社会保険にさせることができます。

(*) 厚生年金の被保険者数が500人以下の企業でも、「労使合意(働いている方々の2分の1以上と事業主が社会保険に加入することに合意すること)に基づき申し出している」又「地方公共団体に属する事業所」であれば、501人以上の要件を満たすこととなります。**←人数に関係なく上記1~3を満たせば、パート社員も加入できる会社に出れるということです。**

パートが社会保険に加入するメリット

自己負担額が減る

厚生年金保険料と健康保険(協会けんぽ等)の健康保険料は、労働者側と雇用者側が原則として折半して支払います。そのため、社会保険に加入すれば、支払うべき保険料の半分を企業が負担してくれる事になります。

老後に受け取れる年金額が増える

厚生年金保険に加入すると、国民年金から将来受け取れる基礎年金の額に、在職中に支払った厚生年金の保険料に応じた金額を上乗せしてもらうことができます。

また、厚生年金保険の加入期間が長い分だけ、将来上乗せされる年金の額も増えます。

保障制度が手厚い

社会保険の被保険者は、条件を満たしていれば手厚い保障制度を受けることができます。もちろん社員だけでなく、パートも対象です。

例えば、けがや病気を理由に3日間連続で休む場合、給与の支払いを受けられないなどの条件を満たせば、4日目以降に傷病手当金の受給が可能です。

出産手当金や出産育児一時金なども、要件を満たしていればパートにも支給されます。

人材確保のためにパート社員に社会保険適用も検討の余地あり

多くの企業で人手不足が問題視される現在、「長く勤めてくれる人材が欲しい」と考える企業は多いのではないのでしょうか。社会保険は法律で定められた福利厚生制度です。パートで働く方も福利厚生がしっかりしている会社で働きたいと思うのは当然のことです。もちろん、扶養の範囲で働きたい方も少なくあ

りませんが、加入区分を法律通りで明確に区分することで、「社会保険に加入できる」という安心感をパート社員に与えることにもつながります。

以上の点からも、福利厚生をしっかりと整備している会社には自然と良い人材が集まると考えられます。

社会の流れ（パート社員も社会保険加入の推進）、労働者の満足度アップのためにも50人未満の会社もパート社員を社会保険加入させるのもひとつの考え方で、ご検討を。

2月の税務と労務の手続期限 [提出先・納付先]

1日

- 贈与税の申告受付開始 <3月15日まで> [税務署]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出 <前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]

16日

- 所得税の確定申告受付開始 <3月15日まで> [税務署]
- ※なお、還付申告については2月15日以前でも受付可能。

3月1日

- じん肺健康管理実施状況報告の提出 [労働基準監督署]
 - 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
 - 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
 - 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
 - 外国人雇用状況の届出 (雇用保険の被保険者でない場合) <雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]
 - 固定資産税・都市計画税の納付 <第4期> [郵便局または銀行]
- ※都・市町村によっては異なる月の場合がある。

～当事務所より一言～

なにが理由かは明確ではありませんが、コロナの数も減ってきてます。良い方向で良かったです。

冬を乗り切れば、コロナの状況も良くなっていくように私は思ってます。あともう少し！頑張りましょう。

マスクはメガネくもる。息苦しい。うっとうしいですでも良い点も！インフルエンザ減少、花粉症だいぶましです。

